

令和6年5月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和6年5月27日（月）午後2時31分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2 会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年5月27日（月）、本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 5 番	伊 澤 忠 治
2 番	小 林 正 幸	1 6 番	井 出 茂 康
3 番	永 野 良 徳	1 7 番	漆 原 豊 彦
4 番	田 代 恵美子	1 8 番	北 村 利 夫
6 番	関 根 栄 一	1 9 番	宮 治 政 彦
7 番	齋 藤 義 治	2 1 番	佐 藤 智 哉
8 番	井 上 哲 夫	2 2 番	澤 野 孝 行
9 番	上 田 洋 子	2 3 番	平 川 勝 昌
1 0 番	吉 川 誠	2 4 番	神 崎 享 子
1 1 番	飯 田 芳 一	2 5 番	砂 川 耕 介
1 2 番	三 上 健 一		
1 3 番	吉 原 豊		
1 4 番	加 藤 登		

欠席委員は、次のとおり

5 番	西 山 弘 行	2 0 番	安 藤 康 彦
-----	---------	-------	---------

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事 務 局 長	幸 田	主 幹	坂 間	主 査	森
主 査	久 保				

委員会の日程は、次のとおり

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 7号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第 2 | 議案第 8号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 9号 | 非農地証明願について |
| 日程第 4 | 議案第 10号 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願
について |
| 日程第 5 | 報告第 6号 | 農地の貸借の合意解約通知について |
| 日程第 6 | 議案第 11号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し
出について |
| 日程第 7 | 議案第 12号 | 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基
づく農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 8 | 報告第 7号 | 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ
いて |
| 日程第 9 | 議案第 13号 | 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状
況その他事務の実施状況の公表について |

開会 午後2時31分

事務局（幸田事務局長） それでは、定刻を若干過ぎておりますけれども、始めさせていただきます。

ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、出席者数22名でございます。

なお、開会に先立ちまして、事務局より御報告をさせていただきます。

このたび、令和6年春の叙勲において、齋藤会長が「旭日双光章」を、4月29日付で受章されました。まことにめでとうございます。（拍手）

多年にわたる農業振興の功績に対する栄えある御受勲を、事務局としてもお慶び申し上げます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま御紹介いただきましたように、「旭日双光章」という身に余る光栄な章をいただきました。大変恐縮をしております。

私は、平成8年から農業委員をやっておりまして、平成20年から会長をやっております。そういうことで、各方面でのいろいろな方の御尽力のもと、今回の褒章をいただけたことを感謝いたしております。特に農業委員の皆様方、そして、農業委員会の事務局の皆様方あるいは行政の方々にいろいろお世話になりました。本当にありがとうございました。

これに恥じぬように、これからも頑張っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、5月の総会を開会いたします。よろしく御協力のほどをお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

事務局（幸田事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いしたいと思います。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、21番の佐藤智哉委員と、22番の澤野孝行委員の御両名をお願いをいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明させていただきます。

地区、御所見・遠藤。番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者、3人。所有面積、耕作面積、ともに1a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、用田、2筆。地目、いずれも畑。地積、2筆合計343㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上になります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

1番、落合委員。

住所氏名、記載のとおり。耕作者、同左人。当該農地、遠藤の4筆。地目、いずれも畑。地積、4筆合計982㎡。内容、所有権移転。転用目的、資材置場及び駐車場。農用地区域除外日、遠藤の1筆が平成9年5月14日、その他につきましては平成2年3月31日。農地種別、第2種農地。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

2番、小林委員。

2番（小林正幸委員） 資料は3ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、市道高倉・遠藤線にある「遠藤広谷」交差点から北西に約200mの土地が1筆、市道大庭・瀬郷線にある「苅込」交差点から東に約50mの農地が3筆になります。

農地の区分は、いずれも500m以内に慶応大学バスロータリーがあるため、「第2種農地」と判断いたしました。

譲受人は建設業を営んでおり、市内に資材置場を有していますが、手狭であり、また、契約期間満了を迎えるため、代替地を探していたところ、規模的にも都合がよく、本社からのアクセスもよい申請地が適地であると判断したとのことです。

申請地の一つは、東側が畑、その他が道路になります。出入口は西側で、それ以外の部分については、単管パイプ及び地上高2mの鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

もう一方は、東側が道路、その他が畑になります。道路面より申請地側が高くなっているため、東側には土留めを設置します。また、出入口を除き、単管パイプ及び地上高3mの鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

（北村委員 入室）

敷地内は碎石敷きにして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協において、譲受人と面談し、周辺に残る農地や隣接地に影響がないよ

う十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第8号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第8号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります

日程第3、議案第9号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

森 主査。

事務局（森 主査） それでは、「非農地証明願について」、御説明をさせていただきます。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号1。申請人、住所氏名、記載のとおり。当該農地、地番、白旗四丁目、2筆。地目、1筆が畑、もう一筆が田。地積、2筆合計18.30㎡。内容、平成19年頃より駐車場敷地として利用され、現在に至る。確認資料、平成26年度資産税課課税情報。農地種別、第3種農地。現地確認日、令和6年5月14日。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

24番、神崎委員。

24番（神崎享子委員） 資料は、7ページをお開きください。

本件の申請地は、市道立石・西俣野線にある「立石」交差点から南西に約500mの土地になります。

申請地はいずれも、少なくとも平成19年頃から現在まで、駐車場敷地として利用されているとのこと。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水管が埋設されており、近隣には、立石公園と第二伊勢山辺公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県の「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和6年5月14日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

—
— —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第9号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第9号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第4、議案第10号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」、御説明いたします。

地区、六会・長後。番号1。買取りの申出事由の生じた者の住所及び氏名、記載のとおり。買取り申出事由、死亡。買取り申出事由発生日、令和6年2月25日。農業従事者の区分、農業の主たる従事者。申出をする者の住所及び氏名、申出事由の生じた者との関係、記載のとおり。買取り申出をする土地、所

在及び地番、石川一丁目、2筆。地目、畑。地積、合計1,875㎡。

本申請について、申出人（台帳：補助180日）に、買取り申出事由の生じた者（台帳：基幹180日）の状況確認を行ったところ、亡くなる前まで農業経営に携わっていたとのことでした。

また、申請地を現地調査したところ、野菜等の作付けはされておりました。

以上のことから、買取り申出事由の生じた者が「主たる従事者であったもの」と判断いたしました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — — — —
— — — — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第10号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第10号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第5、報告第6号「農地の貸借の合意解約通知について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 「合意解約（令和6年5月）」について、説明をいたします。

番号1は、体験農園の利用者が集まらなかったため、貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

番号2、3は、別の方に貸借するため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたもので、この土地の新たな貸付けについては、日程第6、議案第11

か。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第11号、番号8について、承認をすることに決定をいたします。

退席をしている委員の入室をお願いいたします。

（退席委員 入室）

議長（齋藤義治委員） 次に、本議案、番号13及び番号16から17についてですが、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席をお願いいたします。

（対象委員 退席）

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号13及び番号16から17について、事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 番号13、番号16～17は、高倉を中心に260aを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

— — — — —
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第11号、番号13及び番号16から17について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第11号、番号13及び番号16から17について、承認することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(退席委員 入室)

議長（齋藤義治委員） 次に、番号1から番号7、番号9から番号12、番号14、番号15及び番号18から番号20について、事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 番号1は、用田を中心に283aを耕作する方の更新借受分です。

番号2は、用田と宮原で703aを耕作する法人の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培する予定とのことです。

番号3は、打戻や宮原を中心に183aを耕作する方の更新借受分です。

番号4及び番号6は、菖蒲沢を中心に499aを耕作する方の更新借受分です。

番号5は、葛原で45aを耕作する法人の更新借受分です。

番号7は、瀬郷を中心に109aを耕作する方の更新借受分です。

番号9、番号10、番号14、番号15、番号18及び番号19は、石川を中心に572aを耕作する方の更新借受分及び新規借受分で、新規借受地では水稻を栽培する予定とのことです。

番号11及び番号12は、西俣野を中心に188aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を栽培する予定とのことです。

番号20は、大庭で25aを耕作する方の更新借受分です。

なお、利用権設定を行う農地については、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1から番号7、番号9から番号12、番号14、番号15及び番号18から番号20について、意見を求めます。

— — — — —

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第11号、番号1から番号7、番号9から番号12、番号14、番号15及び番号18から番号20について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第11号、番号1から番号7、番号9から番号12、番号14、番号15及び番号18から番号20について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第7、議案第12号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 番号1は、用田を中心に385aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、エダマメを作付けしていくとのことです。

番号2及び番号3は、葛原で28aを耕作する法人の更新借受分です。

番号4は、打戻を中心に72aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、ニンジンを作付けしていくとのことです。

番号5及び番号6は、獺郷を中心に77aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、ナスを作付けしていくとのことです。

番号7から番号9、番号11及び番号12は、宮原を中心に19aを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を作付けしていくとのことです。

番号10は、大庭を中心に398aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

今回は、比較的新規就農者が多いので、その近辺の方は、ぜひとも見守り、あるいはいろいろな相談に乗っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

何か意見等ございますか。

—
— —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第12号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第12号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第8、報告第7号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 本件につきましては、まず16ページが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が1件、藤鶴・村岡・明治地区が3件、合計4件となっております。

続きまして、17ページから18ページまでが「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が3件、藤鶴・村岡・明治地区が5件の、合計9件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— —

―― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ― ―
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第7号を終了いたします。

次に移ります

日程第9、議案第13号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） それでは、「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」について、御説明いたします。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条及び同法施行規則第15条の規定に基づき、農業委員会の運営の透明性を確保するために、農業委員会事務の実施状況等の公表について、議案に上程するものです。

公表する内容は、農林水産省通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に示されている様式に従い、昨年3月の総会でお諮りした、令和5年度の最適化活動の目標設定に対する実績などの実施状況をまとめたものです。

「目標の達成状況及び結果」などについて、説明いたします。

議案書20ページをお開きください。

まず「農業委員会の現在の体制」になります。

次に、21ページを御覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況」の「1 最適化活動の成果目標」ですが、（1）の「農地の集積の実績」に伴う点検結果は、「おおむね目標の集積率を達成した。」になります。

次に、22ページを御覧ください。

（2）の「遊休農地の発生防止・解消」の実績に伴う点検・結果は、「遊休農地所有者への指導通知、利用意向調査による貸付・あっせんの意向を把握し、新規就農者等に提供するなど、遊休農地の解消が図られた。」になります。

次に、23ページを御覧ください。

（3）の「新規参入の促進」の実績に伴う点検・結果は、「新規参入者に対

し、利用権設定などによる貸付を行い、農地の有効利用や遊休農地の解消が図られた。引き続き、新規参入者への支援を継続していく。」になります。

次に、24ページを御覧ください。

「2 最適化活動の活動目標」ですが、(1)の「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」、(2)の「活動強化月間の設定」、(3)の「新規参入相談会への参加」に伴う目標の達成状況の評語は、「目標に対し、期待を大幅に上回る結果が得られた。」になります。

最後に、25ページを御覧ください。

「Ⅲ 事務の実施状況について」、ですが、「総会等の開催実績」、「農地法第3条に基づく許可事務の件数」、「違反転用への対応実績」になります。

本総会での御審議を踏まえ、今後、市ホームページに掲載するとともに、県を通じて国へ報告する予定となります。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

言葉のことで、ちょっと聞きたいのですが、23ページ、この中で、「新規参入者」と「新規就農者」と両方書いてありますけれども、これは、言葉として違うんですか。

まあ同じだと思いますけれども、どちらかに統一したほうがいいのではないですかね。

事務局（森 主査） 多分、意味としては同じになります。

議長（齋藤義治委員） 吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 今、齋藤会長のおっしゃった部分ですが、23ページの一番下の部分、「6月、10月、2月」と、表になっておりますね。そこに「取組項目」として「新規参入の促進」とあります。これが、「新規就農者」と同じ意味であると解釈した場合に、「取組項目」のところで、「新規就農者の促進」となってしまうんですね。ですから、これは意味が違う。

議案第13号について、承認することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第13号について、承認することに決定をいたします。

以上をもちまして5月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後3時09分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 (番)

署名委員 (番)